

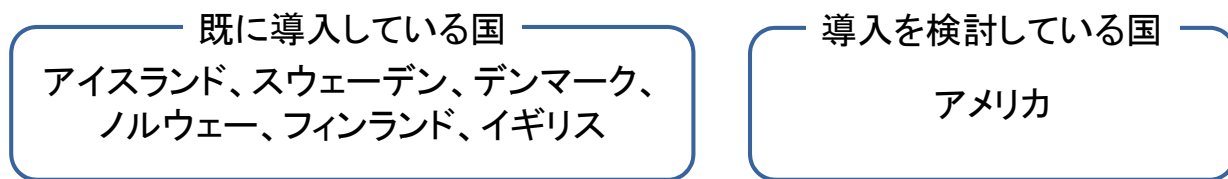
# 拡大集中許諾制度に係る 諸外国基礎調査 —概要—

## 1. 調査の目的

- ◆ デジタル化・ネットワーク化の定着と更なる発展に伴い、従来とは異なる新たな著作物の創作や流通を可能にする技術や環境、それらを活用したビジネスが次々と出現。著作物の創作・流通・利用のあらゆる局面において、円滑な著作権の処理の必要性が増大している。
- ◆ そのような中、**拡大集中許諾** (Extended Collective License; ECL) 制度への注目が国際的に高まっている。
- ◆ 我が国においても、平成26年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、著作物等の流通促進を図る観点から、拡大集中許諾制度について検討を進めることが適当であるとされた。
- ◆ 以上を踏まえ、拡大集中許諾制度に係る今後の検討に資することを目的として、諸外国の拡大集中許諾制度及びその運用状況等について調査を行った。

## 2. 調査の方法

拡大集中許諾制度を導入している国及び導入を検討している国を対象に、有識者と連携し文献調査及びヒアリング等を実施。有識者により構成される委員会において、同制度の特徴や課題について検討。



## 3. 拡大集中許諾制度とは

法定された規定（ECL規定）に基づき、著作物の利用者（又は利用者団体）と相当数の著作権者を代表する集中管理団体との間で自主的に行われた交渉を通じて締結された著作物利用許諾契約（ECL契約）の効果を、当該集中管理団体の構成員ではない著作権者（非構成員）にまで拡張して及ぼすことを認める制度。



## 4. 拡大集中許諾を導入している国の状況

アイスランド	
制度導入年	1992年
集中管理団体の適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該著作物の権利者の相当数を代表する団体であること。</li> <li>・政府による認可が必要。</li> </ul>
制度が導入されている分野 (下線はオプトアウト権の行使を認める必要のある分野)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーカイブ・図書館・美術館等の所蔵資料の複製及び提供</li> <li>・<u>美術の著作物の利用</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務目的の複写等</li> </ul> </li> <li>・障害者のための放送の複製</li> <li>・<u>放送のケーブル同時再放送</u></li> <li>・<u>放送局による自らの放送の再利用</u></li> <li>・<u>範囲が限定された利用における一般ECL</u></li> </ul>
集中管理団体 *( )内は対象分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・STEF(著作物の放送における利用等) ・Writers' Union of Iceland(著作物の放送における利用等)、</li> <li>・Fjölís(業務目的の複写等) ・Myndstef(視聴覚的美術の著作物のテレビ放送における利用)</li> <li>・SFH(実演・レコードの放送における利用等) ・IHM(実演のケーブル同時再放送)</li> </ul>
使用料の分配	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非構成員も構成員と同様に使用料請求権を有し、非構成員は利用から原則4年間は集中管理団体に対して使用料を請求できる。</li> <li>・複写・複製分野を中心に、統括団体から各領域の団体に使用料の包括分配がなされ、権利者には助成金等の形でこれを還元するという方法が採られている。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年3月の著作権法改正によりECL制度の導入分野が拡充されるとともに、一般ECL規定が導入された。</li> <li>・一部の分野については、ECL規定の導入前は、強制許諾制度が運用されていた。</li> </ul>

## スウェーデン

制度導入年	1960年
集中管理団体の適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該著作物の権利者の相当数を代表する団体であること。</li> <li>・集中管理団体の適格性を得るために政府の認可を得る必要はない。</li> </ul>
制度が導入されている分野 (下線はオプトアウト権の行使を認める必要のある分野)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>公の機関・企業・他の組織による内部利用</u></li> <li>・<u>アーカイブ及び図書館による利用</u></li> <li>・<u>ラジオ・テレビ放送に含まれる著作物の同時再送信</u></li> <li>・<u>一般ECL</u></li> <li>・<u>教育機関における複製</u></li> <li>・<u>ラジオ・テレビの一次放送</u></li> <li>・<u>ラジオ・テレビ放送に含まれる著作物の再利用</u></li> </ul>
集中管理団体 *( )内は対象分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・STIM(音楽著作物の一次放送における利用)</li> <li>・Swedish Writers' Union(文学的著作物の放送における利用)</li> <li>・Bonus Copyright Access(公の機関・企業・他の組織による内部利用、教育機関における複製)</li> <li>・COPYSWEDE(ラジオ・テレビ放送に含まれる著作物の再送信、一般ECL)</li> <li>・Visual Copyright Society in Sweden(美術の著作物)</li> <li>・ALIS(一般ECLに基づく文芸著作物のデジタル利用について契約交渉中)</li> </ul>
使用料の分配	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非構成員も構成員と同様に使用料請求権を有する。非構成員は利用から原則3年間は集中管理団体に対して使用料を請求できる。</li> <li>・複写・複製分野を中心に、統括団体から各領域の団体に使用料の包括分配がなされ、権利者には助成金等の形でこれを還元するという方法が採られている。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般ECL規定は、2013年に個別ECL規定を頻繁に新設するという立法者の負担を軽減するために導入された。</li> <li>・アーカイブ及び図書館による利用、ラジオ・テレビの一次放送、ラジオ・テレビに含まれる著作物の再利用、一般ECLについては、著作者が利用を認めないと推測される特別な理由がある場合には、ECL規定は適用されない。</li> <li>・教育機関における複製を対象とするECL契約を締結できるのは、組織的に教育活動を実施している者でなければならない。</li> </ul>

## デンマーク

制度導入年	1961年
集中管理団体の適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該著作物の権利者の相当数を代表する団体であること。</li> <li>・文化大臣による認可が必要。(原則、ECL契約を締結する都度認可を受ける)</li> </ul>
制度が導入されている分野 (下線はオプトアウト権の行使を認める必要のある分野)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>教育機関における複製</u></li> <li>・<u>図書館によるデジタル複製</u></li> <li>・<u>美術の著作物の複製</u></li> <li>・<u>放送機関のアーカイブに保存された自局制作番組の利用</u></li> <li>・<u>一般ECL</u></li> <li>・<u>公の機関・企業・他の組織による内部利用を目的とした複製</u></li> <li>・<u>視聴覚障害者のための放送の録音録画</u></li> <li>・<u>著作物の一次放送</u></li> <li>・<u>著作物の有線送信・オンデマンド送信等</u></li> </ul>
集中管理団体 *( )内は対象分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Copydan Writing(教育機関、企業等、図書館における言語著作物の複製、一般ECL)</li> <li>・Copydan Visual(教育機関、企業等における視覚芸術の複製)</li> <li>・Copydan AVU media(ラジオ・テレビ番組の教育利用等)</li> <li>・Copydan World TV(ラジオ・テレビ番組の有線再送信等)</li> <li>・Copydan Archive(テレビ番組のアーカイブ等)</li> <li>・Gramex(放送機関のアーカイブに保存された自局制作番組の利用等)</li> <li>・Foreningen Radiokassen(ラジオ番組のアーカイブにおける言語著作物の再利用)</li> <li>・KODA(一放送、有線再送信、テレビ放送の各種キャッチアップサービス等)</li> <li>・NCB(テレビ放送の各種キャッチアップサービス等)</li> </ul>
使用料の分配	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非構成員も構成員と同様に使用料請求権を有する。非構成員は利用から原則3年間は集中管理団体に対して使用料を請求できる。</li> <li>・デンマークの集中管理団体は、利用者から徴収した使用料の一部を構成員に個別に分配するのではなく、年金や奨学金、教育活動など構成員全体のために使用することも少なくない。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般ECL規定は、2008年に大量デジタル化事業を促進する目的で他の北欧諸国に先駆けて導入された。これまでのところ当該規定に基づく大量デジタル化事業に関する契約は締結されていない。</li> <li>・文化大臣による認可を受けたECL契約に関する情報は、文化省ウェブサイト上に公表される。</li> </ul>

## ノルウェー

制度導入年	1961年
集中管理団体の適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該著作物の権利者の相当数を代表する団体であること。</li> <li>・政府による認可が必要。</li> </ul>
制度が導入されている分野 (下線はオプトアウト権の行使を認める必要のある分野)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育活動における著作物の複製・録画</li> <li>・アーカイブ、図書館、美術館・博物館における著作物の複製・公衆への提供</li> <li>・障害者のための録画</li> <li>・放送事業者において収集保存されている著作物の利用</li> <li>・放送の同時再送信</li> <li>・企業等における著作物の複製・録画</li> <li>・放送利用</li> <li>・一般ECL</li> </ul>
集中管理団体 *( )内は対象分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TONO(障害者のための録画及び一般ECLを除く全ての分野の音楽著作権の利用)</li> <li>・Kopinor(教育活動、企業等における複製、アーカイブ等における著作物の複製・公衆への提供)</li> <li>・Norwaco(放送番組の教育活動における録画、放送番組の同時再送信)</li> <li>・BONO(視聴覚美術の放送利用、アーカイブ、図書館、美術館・博物館における複製・公衆への提供)</li> </ul>
使用料の分配	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非構成員も構成員と同様に使用料請求権を有する。非構成員は利用から原則3年間は集中管理団体に対して使用料を請求できる。</li> <li>・複写・複製分野を中心に、統括団体から各領域の団体に使用料の包括分配がなされ、権利者には助成金等の形でこれを還元するという方法が採られている。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般ECL規定は、2015年に導入。</li> </ul>

6

## フィンランド

制度導入年	1961年
集中管理団体の適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該著作物の権利者の相当数を代表する団体であること。</li> <li>・教育文化省による認可が必要。(認可は5年を最長として認められ、更新可能)</li> </ul>
制度が導入されている分野 (下線はオプトアウト権の行使を認める必要のある分野)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真複製</li> <li>・教育活動及び科学研究のための利用</li> <li>・情報提供のための美術の著作物の利用</li> <li>・アーカイブに保存された番組及び出版物の複製及び公衆への伝達</li> <li>・有線再送信</li> <li>・公の機関・企業・他の組織での内部利用目的の複製</li> <li>・アーカイブ・図書館・美術館・博物館による利用</li> <li>・一次放送</li> <li>・テレビ番組のオンライン録画サービス</li> </ul>
集中管理団体 *( )内は対象分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Teosto(音楽著作物の、一次放送、有線再送信、テレビ番組のオンライン録画サービスにおける利用)</li> <li>・Gramex(音楽の実演家・レコード製作者の権利の、教育活動及び科学研究、一次放送、テレビ番組のオンライン録画サービスにおける利用)</li> <li>・Kopioisto(美術の著作物の利用、アーカイブに保存された番組・出版物の利用及び一次放送以外の分野の音楽著作権の利用)</li> <li>・Kuvasto(視覚芸術の、アーカイブ等による利用、カタログによる美術の著作物の利用、視覚芸術の一次放送のための利用)</li> <li>・Tuotos(映画・視聴覚著作物の教育活動・科学研究利用、テレビ番組のオンライン録画サービス)</li> <li>・Sanasto(言語著作物の、アーカイブ等による利用、一次放送のための利用)</li> </ul>
使用料の分配	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非構成員も構成員と同様に使用料請求権を有する。非構成員は利用から原則4年間は集中管理団体に対して使用料を請求できる。</li> <li>・フィンランドの集中管理団体は、利用者から徴収した使用料の一部を構成員に個別に分配するのではなく、年金や奨学金、教育活動など構成員全体のために使用することも少なくない。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集中管理団体は、毎年、認可の決定に沿って行われた活動について教育文化省に報告することが義務付けられている。教育文化省は、集中管理団体に対して運営上の欠陥の是正を求めることができ、是正に至らない場合には認可を取り消すことができる。</li> <li>・明文でオプトアウト権が認められていない場合でも、集中管理団体が任意で非構成員によるオプトアウトを認めている分野が存在する。</li> </ul>

7



## イギリス

制度導入年	2014年
集中管理団体の適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約上の取決めにより、複数の権利者の代表として、権利の運用が認められている団体</li> <li>・構成員により所有若しくは管理され、又は非営利目的で組織されていること</li> <li>・国務大臣による許可が必要(集中管理団体が代表して管理する範囲が相当程度に大きいこと、業務実施規程が非構成員の権利保護に関する基準を含め指定基準に適合していること、オプトアウトの仕組みが適切であること等を条件に判断される)</li> <li>・許可は5年間有効。3年後に更新が可能。</li> </ul>
制度が導入されている分野 (下線はオプトアウト権の行使を認める必要のある分野)	<u>一般ECL</u> (著作物の非排他的な利用であること等の一定の条件がある)
集中管理団体 *( )内は対象分野	2016年3月末時点では無し。 (Copyright Licensing Agency(出版物の複写利用等に関する集中管理団体)は申請を行うことを予定している。Directors UK(映画やテレビのディレクターで構成される団体)も関心を示している。)
使用料の分配	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非構成員も構成員と同様に使用料請求権を有する。非構成員は使用料が受領された会計年度の終了後3年間は集中管理団体に対して使用料を請求できる。</li> <li>・集中管理団体は、使用料受領後3年以上経過した場合で権利者の所在が確定しない場合は、原則として使用料を国務大臣に移管しなければならない。国務大臣は、集中管理団体に許可を出した日から8年間を経過した後は、保持する使用料を社会的・文化的・教育的活動に出資するなど使用料の使途を決定できる。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イギリスでは既に拡大集中許諾に近いスキームをとって利用許諾を出している例がある。拡大集中許諾制度の導入により、このようなスキームに法的安定性をもたらす、という点に導入の意義があると考えられている。</li> <li>・申請する集中管理団体は、提案されたスキームについて権利者が知り得るよう公表するための、相応の努力をすることを証明する必要がある。</li> <li>・イギリスでは、拡大集中許諾制度の運用にあたって、厳格な手続や団体運営が定められている。</li> </ul>

## 5. 拡大集中許諾の導入を検討している国の状況

### アメリカ

Google Booksをめぐる訴訟において、和解案であるGoogle Books Settlementが却下されたことを踏まえ、著作権局は、大量デジタル化のための立法的解決を図ろうとした。2015年6月、著作権局より公表された「孤児著作物と大量デジタル化に関するレポート」にて、ECL制度を積極的に検討、パイロット・プログラムの導入を提言。以下はパイロット・プログラムの内容。

集中管理団体の適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の分野において権利者を代表していること</li> <li>・認可申請について構成員から承諾を得ていること</li> <li>・十分な透明性、責任体制、運営ガバナンスがあることを証明すること</li> <li>・公的機関による認可が必要</li> </ul>
パイロットプログラムの導入分野(下線はオプトアウト権の行使を認める必要のある分野)	<u>「言語」、「言語著作物に付随する絵画や図形」、「写真」の著作物の「教育又は研究」利用</u>
集中管理団体 *( )内は対象分野	(Copyright Clearance Centerは、パイロット・プログラムが導入された場合に、集中管理団体になることについて関心を寄せている)
使用料の分配	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非構成員も構成員と同様に使用料請求権を有する。非構成員は利用から原則3年間は集中管理団体に対して使用料を請求できる。</li> <li>・集中管理団体は、非構成員の著作権者を探すための誠実な調査を実施することが義務付けられる。</li> <li>・非構成員の使用料は3年間別口座で管理し、権利者が支払を求めなかった場合には、教育・慈善事業のために拠出する</li> </ul>
その他	・パイロット・プログラムの運用は5年間で期限として想定されている。

### 指定分野

- 北欧諸国5か国では、ECL制度の対象と指定されている分野の多くが共通している。  
(放送分野、図書館・美術館等における複製等、教育活動のための複製、企業等における内部複製等)
- これらの分野は、我が国において個別の権利制限や報酬請求権の対象とされている分野と重なる部分が多い。
- 近時、北欧諸国においては、対象の分野や利用形態を特化しない一般ECLの導入が相次いでいる。(アイスランド、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー)
- イギリスでは、指定分野を限定せずに一般ECLを制度として導入。現時点では大量デジタル化などへの対応というよりも、集中管理団体によって事実上のECLが運用されている分野での申請が見込まれている。
- アメリカ著作権局は、パイロット・プログラムとして、対象となる著作物を「言語」、「言語著作物に付随する絵画や図形」、「写真」の著作物に限定し、利用形態は、「教育又は研究」のための利用に限定することを提唱。

10

### 集中管理団体の適格性

- 調査対象国(スウェーデンを除く)では、ECL契約を締結し得る集中管理団体の適格性について、以下の要件を設定。
  - ①当該著作物の権利者の相当数を代表する団体であること
  - ②政府等の認可を得ること
- スウェーデンでは、集中管理団体は、上記①の要件を満たせばよく、上記②の政府等による認可は必要ない。
- デンマークでは、一度政府による認可を受けた集中管理団体であっても、ECL契約を新たに締結する都度、認可を受けることが原則として必要である。
- フィンランドでは、認可の有効期間は5年間と定められているほか、毎年活動報告を法定している。
- イギリスでは、認可の有効期間は5年間と定められているほか、拡大集中許諾制度の運用にあたって、厳格な手続や団体運営が定められている。

11

## オプトアウト制度

- 調査対象国に共通して、ECL契約から離脱するためのオプトアウトの仕組みが設けられている。
- アメリカやイギリスにおいては、オプトアウトの仕組みは、ECL制度の正当性を担保する重要な要件と考えられている。
- 一方で、北欧諸国においては、オプトアウトが法律上明確に規定されている対象分野もあれば、そうでない分野もある。また、団体が自主的にオプトアウトを認める場合もある。
- オプトアウトが規定されていない分野としては、教育目的での利用、放送番組の再放送・有線放送、公的機関での内部利用目的の複製等となっている。
- オプトアウトについては、実務上あまり行使されていない。理由としては、ECL契約の対象にとどまって使用料の便益を受けることを権利者が選択している可能性が考えられる。

## 著作者人格権

- 調査対象国では、「ECL規定」において著作者人格権の保護を義務付けている国はアイスランドのみ。
- 実務上、著作権法上の人格権保護と同じ内容を定めた規定を「ECL契約」の中を含む例がある。(アイスランド、デンマーク、フィンランド)

12

## 使用料の分配

- 分配は、集中管理団体の規程(再分配の場合には加盟団体の規程)に従って行われる。
- 原則として各権利者に分配。経済合理性の観点から、権利者が活用できる助成金や、文化振興目的の活動に支出されるという例もある。
- 分配割合の算出根拠は、使用実績、サンプリング調査等を用いている。
- 調査対象国全てに共通して、構成員と非構成員の待遇を平等にしなければならない旨の規定(平等原則)が法律上置かれている。
- 北欧諸国では、分配されなかった使用料は、一定期間経過後(原則3年:スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド。原則4年:アイスランド)、他の権利者に再分配されたり、権利者のための活動に使われたり(著作権保護など)、芸術家への助成金に充てられるなど、集中管理団体によって異なる運用が行われている。
- イギリスでは、分配されなかった使用料は、使用料受領から3年経過後、国務大臣に移管しなければならない。国務大臣は、集中管理団体に許可を出した日から8年経過後、社会的・文化的・教育的活動への出資など使用料の用途を決定できる。

13

## 非構成員の探索

- 使用料の分配にあたって、非構成員の探索について、法令上定めている国はない。どのような措置を講ずるかは各団体の規程に依拠している。
- 「最大限に調査」「可能な限り探し出す債務」等、不明権利者の探索について定めている団体はある(アイスランド、スウェーデン、ノルウェー)。
- アメリカはパイロット・プログラムとして、集中管理団体に非構成員の著作者の探索を義務付けることを提唱。

## 調停・仲裁制度

- 集中管理団体と利用者とのECL契約締結交渉が不調に終わった場合の対応として、北欧諸国においては、著作権法上、調停・仲裁制度が規定されている。
- 具体的な制度として、調停制度がある(アイスランド、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー)。そのほか、適用範囲を限定した仲裁制度を設ける場合(デンマーク、フィンランド)など、いくつかのバリエーションが見られる。
- 学説上は、義務的な仲裁制度は、ECL制度を強制許諾制度に近づけることになり、結果的に権利者に不利に働くことになるとの指摘がなされている。そのため、仲裁制度の利用は、著作物の利用を認める公益性が高い場合に限られるべきであるとされている。
- 他方で、調停制度は、ECL契約締結を促進するものとして機能し得るため、アーカイブ化の促進等の観点では、調停制度が積極的に活用されることが望ましいとされている。

14

## 北欧諸国におけるECL制度に対する評価

- ECL制度を導入している調査対象国では、権利者、利用者、有識者のいずれからも、おおむね肯定的な評価がなされている。
- その主たる理由としては、権利者・利用者双方にとって著作物を利用する際の権利処理を非常に効率化し、取引費用を低減し得ることが挙げられる。
- 権利者のメリットとして、法律によって個別の権利制限を設けることと比較すれば、交渉により利用の態様ごとに条件を柔軟に変えることができる点が考えられる。
- 利用者のメリットとして、法的安定性が確保された上で、多数の著作物を煩雑な手続きを経ずに利用し得る点が考えられる。
- 北欧諸国では、ECL制度に対する評価が非常に高い。その理由として、幅広い分野で集中管理が発達している背景から、集中管理団体に対する信頼が高いことがあるとされる。
- 一方で、課題として、使用料の決定や分配方法の正当性をより高めるため、ECLの集中管理団体の運営の公正性や透明性をいかに確保するか、管理運営コストの上昇にどのように対応するか、といった点が挙げられる。

15



## イギリス・アメリカにおけるECL制度に対する評価と課題

- イギリスでは、ECLの申請・更新手続きが複雑であるとか、許可の期間(5年)が短い、という点も指摘されているが、制度導入については利害関係者の反応は全体として肯定的。
- 一方で、アーカイブ団体からは、著作物の大量デジタル化のためにECLを利用することにより、かえってライセンス料のための支出が増えるのではないか、といった懸念が呈されるなど、運用面での課題が意見として示されている。
- なお、アメリカは、ECLのパイロット・プログラムの導入に積極的であるが、パブリックコメントの結果、導入に懸念を示す意見が多く出されている。
- 権利者からは、代表制の要件を充足することはハードルが高くECLの担い手が存在するかとの懸念や、著作権制度の原則を転換させるオプトアウト制度に対する懸念などが示されている。
- 利用者からは、非公表著作物が対象でないと大量デジタル化には不十分、といった懸念が示されている。

### 「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査」実施体制

【調査期間】 平成27年10月～平成28年3月

【受託機関】 一般社団法人ソフトウェア情報センター

#### 【委員構成】

弁護士 石新智規（アメリカ）

明治大学情報コミュニケーション学部准教授 今村哲也（イギリス）

中京大学法学部准教授 小嶋崇弘（デンマーク、フィンランド）

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授 田淵エルガ（アイスランド、スウェーデン、ノルウェー）